

よくあるご質問 Q&A



Q1 納付通知書兼領収証書の納期限（コンビニ・アプリ使用期限）を過ぎてしまいました。

コンビニエンスストア、スマートフォンアプリ、地方税お支払いサイトはご利用できません。裏面に記載してある金融機関または琴浦町役場で納付をお願いします。

Q2 令和8年4月2日に軽自動車の廃車手続きをしました。令和8年度の軽自動車税は支払わなくてよいでしょうか。

軽自動車税は、4月1日に軽自動車等を所有している人に課税されるため、令和8年度分は納付していただく必要があります。なお、月割での還付はありません。

Q3 軽自動車税の減免について教えてください。

軽自動車税は、障がいの程度により、一定の条件を満たしていれば減免を受けることができます。詳しくは広報ことうら3月号をご覧ください。か、税務課課税係（電話 0858-52-1702）にお問い合わせください。

申請期間：令和8年4月1日（水）から 令和8年4月30日（木）まで

Q4 廃車する場合の手続きについて教えてください。

◆原動機付自転車・小型特殊自動車の手続きについて
役場税務課窓口または分庁舎総合窓口でナンバープレートを返納し、廃車申告をしてください。
ナンバープレートを紛失された場合には、紛失届の提出および弁償金300円をお支払いいただきます。
詳しくは税務課課税係（電話 0858-52-1702）へお問い合わせください。

◆軽自動車三輪・四輪の手続きについて
軽自動車検査協会 鳥取事務所 へお問い合わせください。
〒680-0913 鳥取市安長 77-1（電話 050-3816-3082）

◆軽二輪・小型二輪の手続きについて
中国運輸局 鳥取運輸支局 へお問い合わせください。
〒680-0006 鳥取市丸山町 224（電話 050-5540-2070）

※手続きの代行をしている販売店等へ依頼することも可能です。

Q5 町外に引っ越したのに、なぜ琴浦町から納付通知書兼領収証書が届くのですか。

住民票の転出届とは別に、軽自動車（車検証）の住所の変更をしていない場合は、旧住所地で課税されます。

Q6 前年度よりも税額が高くなったのはなぜですか。

燃費性能などの優れた軽自動車のグリーン化特例は、初度検査年月の属する年度の翌年度分限りの減税です。また、初度検査年月から13年経過後は重課税率が適用されます。詳しくは税額表をご確認ください。

※初度検査年月は、車検証に記載されていますのでご確認ください。